### 1. 広陵町消防団のあゆみ

消防団は、本業を持ちながら、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づいて、地域の安全と安心を守るために活躍している人たちが集まる、地域住民の意志により組織された公設の消防機関です。

現行制度の消防団は、消防組織法という法律が昭和22年12月に公布され、同法第18条第1項により消防団の設置等が規定されました。

広陵町消防団の歴史は古く、広陵町が昭和30年に3町村の合併により誕生する前の旧町村(馬見町、瀬南村、百済村)において、昭和22年5月1日に自治消防として発足しました。

その後、昭和31年9月1日に旧箸尾町が合併し、現在の広陵町消防団の 基礎となる4分団(馬見分団、瀬南分団、百済分団、箸尾分団)が組織され、 昭和35年の呼称変更(馬見分団を第1分団、瀬南分団を第2分団、百済分 団を第3分団、箸尾分団を第4分団)令和5年4月1日に本部付けの女性消 防班が広報指導分団となり現在に至っています。

### 広陵町消防団分団編成及び階級別定員

階級別		団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員	計
編成	編成							
広陵町		1	4					5
消防団	第1分団			1	1	2	28	32
	第2分団			1	1	1	14	17
	第3分団			1	1	1	16	19
	第4分団			1	1	2	25	29
	広報指導分団			1	1	2	24	28
計		1	4	5	5	8	107	130

#### 広陵町消防団分団別主装備一覧

		消防ポン	水槽付消防ポ	可搬式動	発電機	投光機	災害救助
		プ自動車	ンプ自動車	力ポンプ			用機材
広陵町	本部			1	1	1	1
消防団	第1分団	1	1	1	1	1	1
	第2分団	1		1	1	1	1
	第3分団	1		1	1	1	1
	第4分団	1	1	1	1	1	1
計		4	2	5	5	5	5

これらのほか、各分団では消防自動車への装備をはじめ、火災や水害など に備え、さまざまな資機材が整備されています。

#### 2. 消防団員について

消防団員は、常勤の消防署員とは異なり、通常は各自の職業に従事しながら、地域の火災や地震等の災害が発生した際には自宅や職場から現場へ駆けつけ消防活動に従事する、非常勤特別職の地方公務員です。

広陵町消防団では、入団した団員は、消防の基礎知識や技術を習得するため、消防学校に入校(2日間)します。そして、平常時には訓練のほか毎月2回、各団員がそれぞれの分団車庫等に集合し、消防自動車や機械器具の点検、整備を行うほか、担当する地域の消防水利(防火水槽、消火栓)の点検や位置確認等を行い、災害時に備え消防水利付近の地理条件等の把握に努めています。



整列隊形や分列行進を行う礼式訓練

また、広陵町消防団では多くの女性団員が活躍しています。女性の持つソフトな面をいかして、住宅用火災警報器の普及促進や、応急手当の普及指導のほか、地域で行われる防火訓練にも参加しています。このように、消防団員は、地域住民の生命や財産を守るために活躍しています。

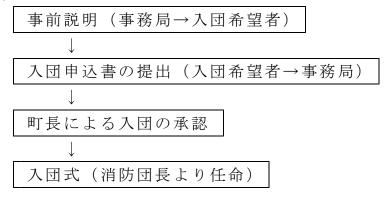


女性消防団員による防火訓練

# 3. 消防団員の任命(入団までの流れ)について

消防団員の任命は、消防組織法第22条に「消防団長は、消防団の推薦に 基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得 て消防団長が任命する。」と規定されています。

入団までの流れ



なお、消防団員に対しては入団時に消防団活動に必要な被服等が無償貸与 されます。

#### 主な貸与品

活動服・略帽・ベルト(紺・オレンジ)・長靴・編み上げ靴 (女性は黒短靴)・ハッピ・ヘルメット・アポロキャップ・ 名札・階級章・団員手帳・消防団員の証

(※貸与品については、退団時に返還)



新春を飾る広陵町消防出初式

#### 4. 消防団員の服務規律について

消防団員は、上司の指揮監督を受け消防事務に従事することが、消防組織 法第21条に規定され、広陵町消防団条例第8条には「団員は、団長の招集 によって出動し、職務に従事する」ことが規定されています。

また、消防団員のさまざまな服務規律については、広陵町消防団条例第8条から第12条に次のとおり規定されています。

#### ○広陵町消防団条例(抜粋)

(服務規律)

第8条 団員は、団長の招集によつて出動し、職務に従事するものとする。 ただし、招集を受けない場合であつても、水火災その他の災害の発生を知 つたときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従 事しなければならない。

第9条 団員は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

第10条 団員であつて10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては町長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第11条 団員は、火災警戒発令中その他特に警戒の必要があると認める際は、警備に支障のある場所に多数集合したり、又は多数集合して飲酒してはならない。

第12条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては身をていしてこれにあたる心構えを持たなければならない。
- (2) 規律を厳守して上長の指揮命令のもとに団員一体事にあたらなければならない。
- (3) 互いに尊敬し、規律を守り、常に言行を慎まなければならない。
- (4) 職務に関し金品の寄贈又は供応接待を受け、又はこれを請求してはならない。
- (5) 職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。
- (6) 団員は、団又は団員の名義をもつて特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、若しくはこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは 紛議に関与してはならない。
- (7) 消防団又は団員の名義をもつてみだりに寄附金を募り、又は営利行為

をしてはならない。

- (8) 機械器具その他消防団の設備、資材は、職務のほかこれを使用してはならない。
- (9) 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、若しくは著しくその活動を低下させる等の集団的活動を行つてはならない。



出初式での視閲のようす

## 5. 消防団員の処遇について

消防団員の身分は、地方公務員法第3条第3項第5号に規定されています。 非常勤特別職の地方公務員に該当するため、条例に基づいて報酬や手当が 支払われるほか、公務災害補償及び退職報償金制度が適用されます。

【参考】非常勤の特別職には、町議会議員・教育委員会委員・選挙管理委員 会委員・監査委員・農業委員会委員などがあります。

消	防	寸	員	階級	別	報	膕	額	表

階級	団 長	副団長	分団長	副分団長
報酬額	230,000	160,000	135,000	125,000
階級	班 長	正運転手	副運転手	団 員
報酬額	120,000	115,000	80,000	70,000

(※報酬額は年額、単位円)

#### 公務災害補償基礎額表

	勤続年数				
階 級	10年未満	10年以上20年未満	20年以上		
団長及び副団長	12,400円	13,300円	14,200円		
分団長及び副分団長	10,600円	11,500円	12,400円		
部長、班長及び団員	8,800円	9,700円	10,600円		

# 退職報奨金支給額表

	勤続年数									
階級	3年以上5年	5年以上10	10年以上15	15年以上2	20年以上2	25年以上3	30年以上			
	未満	年未満	年未満	0年未満	5年未満	0年未満				
団長	円	円	円	円	円	円	円			
	55,000	283,500	441,000	613,500	816,000	1,093,500	1,393,500			
副団長	円	円	円	円	円	円	円			
	55,000	268,500	418,500	568,500	726,000	988,500	1,288,500			
分団長	円	円	円	円	円	円	円			
	55,000	253,500	402,000	544,500	694,500	913,500	1,198,500			
副分団長	円	円	円	円	円	円	円			
	55,000	246,000	379,500	507,000	642,000	861,000	1,138,500			
部長及び	円	円	円	円	円	円	円			
班長	55,000	231,000	349,500	462,000	582,000	771,000	1,026,000			
団員	円	円	円	円	円	円	円			
	55,000	216,000	321,000	426,000	538,500	703,500	958,500			





〒635-8515

広陵町大字南郷583番地1 広陵町役場 安全安心課 消防係

TEL (55) 1001 FAX (55) 1009

E-mail: info@town.koryo.nara.jp